

第4号関係（第10条関係）

会 議 録 （ 要 旨 ）

会 議 名	平成20年度第1回武蔵村山市立学校給食センター運営委員会
開 催 日 時	平成20年7月18日（金）
開 催 場 所	武蔵村山市役所 3階301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：井上委員、野村委員、橋本委員、乙幡委員、吉羽委員、 清水委員、森委員、田中委員、長崎委員、近藤委員、 武富委員、田尻委員 欠席者：小林委員、有吉委員、進藤委員 事務局：持田教育長、宮崎教育部長、中村学校給食課長、中野給食業務 民間活用担当課長、高橋第一給食センター所長、 藤野第二給食センター所長、波多野主事、佐藤栄養士、 永野栄養士、水谷栄養士
議 題	1 委員長及び副委員長の選出について 2 平成19年度武蔵村山市学校給食費会計歳入歳出について 3 その他
結 論	議題1について：委員長には武富委員が選出されました。 議題2について：承認されました。 議題3について：
審 議 内 容	委員の改選に伴い、会議に先立ち、委嘱書の交付を行い、引続き会 議の概要説明及び会議資料の確認を行った。 (1) 委嘱書の交付 (2) 教育長挨拶 (3) 委員の自己紹介 (4) 事務局職員の紹介 (事務局) 本日の議事予定ですが、先にご案内申し上げましたとおり、 始めに委嘱書の交付、次に、議題1といたしまして、委員長及 び副委員長の選出、議題2といたしまして、平成19年度武蔵 村山市学校給食費会計歳入歳出について、議題3としまして、 その他を予定しておりますので、宜しくご審議くださるようお 願い申し上げます。 それでは、早速、ご審議いただく訳でございますが、今回 の委員会は任期満了により委員が改選され、委員長、副委員 長が不在でございます。そこで、委員長及び副委員長の選出

については、仮議長をもって議事進行をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員から異議なしの声)

(事務局) それでは、仮議長につきましては、慣例により小・中学校長の委員の中の最年長者をお願いしておりますので、橋本委員にお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(異議なしの声)

(事務局) それでは、橋本委員宜しくお願いいたします。

(仮議長) ただ今、紹介をいただきました橋本でございます。仮議長を努めさせていただきますが、議事進行に当たり委員皆様方の御協力をお願いいたします。

それでは、ただ今から平成20年度第1回武蔵村山市立学校給食センター運営委員会を開会いたします。

本日の出席委員は私を含め12名でございます。運営委員会規則第6条第2項の規定に定める過半数以上の出席をいただいておりますので、会議は有効に成立いたしました。

これより議題1、委員長及び副委員長の選出についてを、お諮りいたします。正・副委員長につきましては、運営委員会規則第5条第1項の規定により委員の互選により定めることになっております。

選出の方法についてお伺いいたします。いかがいたしましうか。

(委員からは特に意見なし)

(仮議長) ご意見がないようでございますので、事務局のほうで慣例等がありますか。

(事務局) 慣例では、委員長については学識経験者の中から、副委員長については小・中学校PTA会長の中から選出しております。

(仮議長) ただ今、事務局から説明がありましたが、委員長については学識経験者の中から、副委員長については小・中学校PTA会長の中からの選出が慣例のようでございます。これによることにご異議ございますか。

(委員から異議なしの声)

(仮議長) 異議なしと認めます。委員長については学識経験者の中から、副委員長については小・中学校PTA会長の中からの選出することといたします。ここで、5分間暫時休憩いたします。

(選出者を仮議長に報告)

(仮議長) これより休憩を解いて会議を再開いたします。

ただ今、休憩中に協議いただきました結果、委員長には武富委員、副委員長には森委員をお願いすることに決定したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(仮議長) それでは、委員長に武富委員、副委員長に森委員に決定いたします。それでは宜しくお願いいたします。

(委員長及び副委員長挨拶)

(仮議長) ありがとうございます。皆様の御協力により、正・副議長が決定いたしましたので、仮議長を解かさせていただきます。大変ありがとうございました。

(事務局) それでは、正・副議長が決定されましたので、前の席をお願いいたします。

(委員長) これより、本日の議題2、平成19年度武蔵村山市学校給食費会計歳入歳出決算について審議いたします。

それでは、事務局より内容の説明を求めます。

(事務局) 平成19年度武蔵村山市学校給食費会計歳入歳出決算書・平成19年度武蔵村山市学校給食費会計事務報告書について説明
説明省略

(委員) 要望というか、意見を言わせていただきます。

昨年度の給食費会計の事務処理について、不都合があったかと思う。具体的には、給食費を支払った家庭に督促状が行ってしまったこと。教員についても同様なことがありました。督促状が届いた家庭は祖母が責任を持って払っていたのに督促状が届いたものですから混乱してしまいました。慎重に会計事務処理をしてもらいたいと思う。また、別の家では、払った給食費が逆に口座に返されてしまい、未納という処理になってしまった。その辺、慎重を期していただきたいと思う。事務処理について、今年度も色々御配慮をお願いしたい。

(議長) 給食費に関してのことです。いかがでしょうか。

(事務局) いろいろとご迷惑をおかけし申し訳ありません。

現在、異動処理も含めて年間約75,000件処理しています。しかし、保護者にさしあげる書類については慎重を期さなければいけないと理解しています。消し込み作業について、現在は手処理で行っていますが、理由にはなりません。来年度、予算が通れば電算化していきたいとの計画を持っておりま

す。慎重を期した事務処理を心がけますのでご理解をお願いいたします。

(議長) 学校の校長は学校の責任者としての態度ということで苦労するケースが多いと思う。

給食費の請求にはいろいろなケースがある。強く出るところもあれば恐縮するところもある。現場は難しく、今、出ました教員の未納問題についても、昨年度ある新聞に取り上げられて、武蔵村山市だけではなく、各市の学校の教員の未納していることが取り上げられました。未納者への対応は厳しいところがあると思いますが、予算化も含めて今後検討をよろしくお願いしたいと思います。

ほかに報告書について、何かご意見ご質問がありましたらお願いします。

平成 19 年度の学校給食費会計事務報告について、ご承認いただけますか。

(委員) 歳出の基礎になります材料費の購入予定金額につきまして、1 食当たりのめやすの数字はあるのでしょうか。

(事務局) 基本的には、歳入に対しまして 100% 還元するのが基本でございます。しかしながら物価高の影響とか、色々な要素がありまして現在では 99.5 パーセントぐらいの数字をもって算定をしております。

(議長) 昨年度、未納者の問題について、武蔵村山市は色々な手立てをやっていると思います。初めての委員さんもいますし、まだまだ課題があると思いますけど、現実には今後の取組については、教育委員会と学校が一緒にならないと大変大きな問題であります。一番、現場で厳しい話は、給食費を払わない人には食べさせなければよいということですが、それは逆で、人権の問題などで、大変厳しい部分が現場にはある。本市では昨年度だいぶ検討しまして、給食費の未納者への納付の協力に、学校であるとか、市報とか色々な部分で周知徹底をしていますとのことですが、今年度の実施についての目安を少し説明していただければと思います。

(事務局) 未納対策の話でございますが、今年の 2 月に未納対策検討委員会から報告がされました。答申の中で未納対策実施要領を作成して当たれとの検討内容でありまして、そこでは給食を止めるという話もありました。しかしながら、本来、教

育的配慮といいますが、人権の問題等色々な問題があります。その件に関しまして、市の関係部所等とも相談した中で保護者に対しては、慎重に対応を図る必要があるとのアドバイスを受けまして、その内容を盛り込んだ未納対策の要領を策定した訳でございます。いずれにしても、催告書の回数を増やしたり、徴収に当たっては電話催告はもちろんのこと、最終的には簡易裁判所の支払いの申し立て、少額訴訟を含めた形での対応を視野に入れているものでございます。当然の事ながら、支払い申し立てに行く前までの段階では経済的に払えない方と、あっても払わない方との二通り別れますので、その辺のところを、切り分けしながら対応していくことが大切だと認識しております。

(委員長) 昨年の検討委員会の報告書もありますので、もしお読みになりたい方は学校給食課でご覧いただければよろしいと思います。

それでは、歳入歳出決算書について、そのほか、ご質問、ご意見ございましたらお伺いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。先ほど事務局から説明があったとおり、武蔵村山市の監査委員の原田監査委員並びに浜浦監査委員の報告書が出ています。下記の通り報告すると、これを参考にさせていただいてご承認いただければと、よろしいでしょうか。

(委員異議なし)

それでは平成19年度武蔵村山市学校給食費会計歳入歳出決算書については皆様方のご承認をいただきありがとうございました。

それでは、議題3のその他について、事務局になにかありましたら説明をお願いします。いかがでしょうか。

(事務局) その他ということで話をさせていただきます。

さきほど教育長から話がありましたとおり給食食材が高騰している状況でございます。現在は栄養士による献立の工夫、値段等、調整をしている状況でございますが給食費会計も厳しい状況であります。これらについて検討し、運営委員会の中でおはかりをしていただくこともありますのでその時にはよろしくお願ひいたします。

(議長) 給食食材の高騰についての説明よろしいでしょうか。ご承知いただければと思います。他によろしいでしょうか

(委員) こういった機会ですので保健所の立場から3点ほどお尋ねしたい点、もしかしたらお願いする点がございます。

1点目は、食中毒等の事故が起きた場合こういった対応をされることになっているのか。マニュアルはあるのかお尋ねしたいと思います。

事故が起きないように衛生管理等徹底されていると思いますが、しかしどんなに徹底しても起きるときはあると思う。起きた場合の連絡体制とか、事故の連絡、保健所に御連絡いただけないと先に進みませんので、どうなっているのかお尋ねいたします。

給食だけでなく学校行事の最中に何かの食べ物によって、何かの症状がでた場合、食中毒としての調査をしなければならない。そういった場合に、こういった形で連絡をいただける体制になっているのか。教育委員会と学校との情報交換はどういったことになっているのか。お聞きしたい。

2点目は食育に関してこういった取り組みをされているのか。

国が食育基本法を定め、東京都もそれを踏まえて東京都食育推進基本計画を平成18年度に決めました。食育はいろいろな点で重要視しています。子育て対策、成人になってからも食生活を通して健康を守っていくため色々な面から、食育の果たす役割は大きい。

子供の食べることに對しては、色々な面からの取り組みが必要となってくる。東京都が計画を作成したときには一つの部所ではなくて、教育庁を含め産業労働局、福祉保健局、その他関連する6局が合同で横断的な委員会を作って色々な面を検討している。多摩立川保健所は6市を管轄しています。各市に対して食育基本計画、推進計画を作成していただきたいをお願いしている。実際には、作成に動いているのは6市の中でいくつかというところですが、ぜひ作成していただきたいをお願いしています。武蔵村山市で策定に向けて検討されているのかどうか、また教育委員会はどの様な役割をされているのか。学校現場での食育は非常に重要で、それについては具体的にこういった形で進めていこうと考えているのかをお伺いしたい。

もう1点は食物アレルギーについてです。食物アレルギー

を持っている児童・生徒さんにとっては重要なことです。学校給食として、アレルギー対策として、どのような取り組みをされているのか、今後どういった取り組みをされていきたいと考えているのか、お聞かせ願いたい。

(議長)

3点質問が出ました

- 1 食中毒についての連絡体制等について。
- 2 食育についての本市の取り組み状況等について。
- 3 食物アレルギーについての取組み等について。以上3点でした。1点目からお願いします。

(事務局) 1点目の食中毒が起こった場合の対応マニュアルはありますかとの点について、現在、本市では作成されておられません。実際、起こった時のことを考えまして、常日頃、学校に対しましては嘔吐とか下痢の人が複数いた場合は、まず学校給食センターに連絡してくださいと話しています。起これば、病院とか、保健所・教育委員会とかの連携の中で対応していくということになりますけど、現在のところ対応マニュアルは作成してない状況にあります。

(議長) 1点目の食中毒関係ですが、学校間で食中毒と思われる何かあればセンターに直接の電話をすると、毎月1回の学校給食主任の会議もありますのでその中で食中毒に関する情報等の周知であるとか、現時点では対応マニュアルというよりも、そういう形で行っていますとのことですが。

(委員) 他の市で、学校行事の移動教室で帰ってきてから複数のお子さんが下痢・嘔吐の症状がでたとの報告があったことがある。保健所が報告を受けたのが非常に遅かったため、調査が思うようにできなかった。食中毒は、連絡が遅れると被害が拡大する恐れがあります。調査が遅れたことによって原因がつかめないこともある。そのために、非常に多数の患者さんが出ることもありますので、なにかおかしなことがあったら、是非、すぐに連絡をいただきたい。食事が原因がどうかかわからない場合もあると思うが、何か、変だなと思われたならなるべく早くご相談いただければと思います。その辺、統一していただきたいというのがお願いです。

特に冬場にノロウイルスがはやった場合には、それが食物を介して起きたのか、嘔吐物から感染したのか見極めは難し

いところがあります。もし食事に係りがあったり、感染した人が調理したりすると爆発的に広がる可能性がありますので是非、普段と違う状況が起きた場合には早くご連絡ください。

(議長)1点目の食中毒対策、今の話を是非参考にさせていただいて対応マニュアルを是非検討していただければと思います。本市の給食主任会においてそのことを周知していただきたい。

2点目お願いします。

(事務局)2点目の食育の関係について、平成17年に食育基本法が制定されました。当然のことながら食育については食を預かる者として重要であるという認識はしております。

給食センターでの対応でございますけど、栄養士が各学校へ訪問をいたしまして例えば児童・生徒に食の重要性であるとか、栄養の話、偏食をなくすための指導そういった等々につきまして指導をしている状況でございます。平成19年度の実績につきましては2人の栄養士が各学校を訪問いたしまして各クラスに入ってそういった指導を行ったということでございます。また、地場産の野菜について、積極的に利用しております。安全で新鮮な野菜の活用を積極的に行っている状況でございます。

(議長)よろしいでしょうか。

(委員)食育については、各部所がばらばらにやっても大きな成果にならないと思います。市の中で関連する部所が横の連絡を取りあって全体として進めていくということが必要になると思います。そういった意味合いがありまして、食育推進計画というようなものを是非作っていただきたい。各部所で行っているものを連携して、やっていただきたいという思いがあります。そうでなければ進まないところがある。給食センターは当然、重要な役割があると思いますし。是非、色々な他の所に広げて行くという形で全市的に取り組んでいただきたいと思います。

(議長)他市を参考とし、本市の様々な協力体制をとって、1か所だけで行っても効果が表れない場合もあります。

3点目食物アレルギーについてお願いします。

(事務局)3点目の食物アレルギーの取組み等について、本市ではアレルギーを持つ児童・生徒に代替え食の提供はしておりません。

給食センターでは保護者と連携をとり、アレルギー物質の食材を献立表で保護者にお知らせし、家庭で食べていいかどうかを判断できる資料の提供をしております。

今後の取り組みについて、現在の給食センターの設備では代替りの物を作るのはリスクが大きく、出来ればパンですとかご飯ですとか委託している部分で、代替りの物を出せたらいいのではないかと上司に提案しております。

その際、費用面は1食単価がかぎられている中で、アレルギーの子が食べられない物の代替品を提供できるように考えております。

(議長)本市の実態ということでいかがでしょうか。

(委員)アレルギーを持つ児童・生徒の人数について学校では把握しているのか。今日の献立の食材は献立表によりこういったものが使われているかという情報が渡っているとのことで、それを見て今日は食べないかということを経験が判断しているということか。学校側では、どの子が、これは食べれないといった情報は持っているのか。その辺のところはいかがですか。

(事務局)アレルギーについての報告は、家庭から年度当初に学校を通して申請書を出していただきます。

内容は、うちの子供はこういう症状があり、こういうものがアレルギーになっていますという申請をしていただき、それに対して、給食センターで出来ること。例えば、除けます、チェックができます、量はこうですなどの対応を、1人1人におこないます。それを学校の給食主任の先生とご家庭に一部ずつ配布しています。学校によりましては養護教諭とか、クラスの先生が把握していると思います。実際、給食を食べているときに先生が指導されているクラスもあると思います。

(議長)学校給食センターへの報告は保護者の判断となりますが、重要なことは献立表の配布だと思います。それによって保護者は選択することになる。

(委員)保護者の方が、献立表を見て今日は、これは食べてはいけないと判断する。ということですね。

(議長)その辺の判断に迷いがある場合の連絡はつくようには出来ていますよね。

この日の献立についてはこうで、うちの子はこうです。学校には担任なり給食主任がいますので給食の内容に係る部分もあると思いますが。相談に乗る人がいる。

(事務局) 学校では、例えば受け持ちのクラスの子にアレルギーを持っている人がいる。先生は給食センターでつくったアレルギー用の献立表をコピーしていて給食の時に今日は食べられませんなどの言葉をかけてくださるようです。

(委員) 食材の中身について、献立表により表示してあるということですね。

(事務局) こまかい内容のものも申請書に書いてあります。例えば、ゼラチンがだめですとか、化学調味料がだめですなどです。また、物の対応について、リンゴ、チェリーなどが食べられない人もいます。

(委員) 年度当初の保護者の報告に基づいて対応しているわけですね。

(議長) それでは3点のご質問について、お答えいただきました。他にご質問等よろしいでしょうか。

なければ、本日の運営委員会これで終了したいと思います。ご協力有難うございました。